

軽米町民間賃貸住宅等情報提供事業実施要綱

令和 8 年 8 月 31 日 制定 軽米町告示第 76 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、軽米町（以下「町」という。）への移住定住を促進するため、町内にある民間賃貸住宅を所有・管理し、入居希望者と直接契約を行う事業者等の物件・連絡先情報（以下「物件情報等」という。）及び町内の宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 122 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいう。）の情報を広く提供することにより、移住希望者等の総合的な住まい探しを支援することを目的とする。

（町の役割）

第 2 条 町は、第 4 条の規定により申出があった物件情報等を町の公式ホームページ等に掲載し、移住希望者等へ情報提供を行うものとする。

2 町は、情報の提供のみを行うものとし、物件の空き状況の確認、入居に関する交渉、売買又は貸借の媒介及び契約の手続き等には一切関与しないものとする。

（掲載の対象者）

第 3 条 物件情報等の掲載の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に民間賃貸住宅を所有又は管理し、自ら賃貸人として入居者と契約を行うことができる個人又は法人（以下「大家等」という。）
- (2) 町内に事業所を有する宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 122 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下「宅建業者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 納付すべき税等を滞納している者

(3) その他町長が本事業の趣旨に照らして不相当と認める者

(掲載の申出等)

第4条 物件情報等の掲載を希望する者（以下「申出者」という。）は、その区分に応じ、次の各号に定める申出書を町長に提出するものとする。

(1) 大家等 軽米町民間賃貸住宅情報掲載（新規・変更）申出書兼同意書（大家等用）（様式第1号）及び次に掲げる書類

ア 申出者の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

イ 掲載対象物件の外観写真

(2) 宅建業者 軽米町宅地建物取引業者情報掲載（新規・変更）申出書兼同意書（宅建業者用）（様式第2号）

2 申出者は、前項の申出書の提出をもって、本事業の目的に従い提供された情報を町が公開することに同意したものとみなす。

(掲載の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、町のホームページ等に当該物件情報等を掲載するものとする。

(登録内容の変更等)

第6条 前条の規定により物件情報等が掲載された者（以下「掲載事業者」という。）は、掲載された情報に変更があったときは、速やかに第4条第1項各号に定める申出書により、町長に届け出なければならない。

(掲載の抹消)

第7条 掲載事業者は、物件情報等の掲載を取り下げようとするときは、軽米町民間賃貸住宅等情報提供事業掲載抹消申出書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、掲載事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該物件情報等の掲載を抹消することができる。

(1) 第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 虚偽の申出その他不正な手段により掲載を受けたとき。

(3) 長期間連絡が取れない等、情報の提供を継続することが困難であると町長が認めるとき。

(4) 賃貸借契約等において重大なトラブルを発生させるなど、本事業の信用を著しく失墜させる行為があったとき。

(免責事項)

第8条 町は、本事業における情報の提供に関し、掲載事業者又は前条の規定により掲載された宅地建物取引業者と、入居希望者等との間で生じた交渉、契約その他のトラブルや損害について、一切の責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第9条 町長は、本事業を通じて得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に管理し、本事業の目的以外に使用しないものとする。

(手続きの特例)

第10条 この要綱の規定により町長に対して行う申請、届出、報告その他の手続については、当該手続を規定するそれぞれの条項の規定にかかわらず、町長が別に定める方法により行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。